

財務省告示第二百三十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年五月十七日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年六月二日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	総額 金額の	額面 金額の 買入 円
年債利 券付 （国 十庫	第 二 百 三 回	円九 百 三 十 三 億	銭百 二 円 三 十 四 厘
年債利 券付 （国 五庫	第 三 十 回	円七 百 六 十 八 億	百 円 六 銭
年債利 券付 （国 十庫	第 三 十 三 回	億二 千 二 百 四 十	七 銭 九 厘 四 厘
年債利 券付 （国 十庫	第 二 百 四 回	六三 千 五 百 十 八 億	銭百 一 円 九 十 二 厘
年債利 券付 （国 十庫	第 二 百 七 回	四 千 五 百 億 円	厘百 円 十 七 銭 九
年債利 券付 （国 十庫	第 二 百 十 回	二 百 億 円	銭百 二 円 八 十 二
年債利 券付 （国 十庫	八 第 二 百 七 十	五 十 億 円	七 銭 十 八 円 六 十
年債利 券付 （国 十庫	八 第 二 百 七 十	五 十 億 円	八 銭 六 厘 八 厘
年債利 券付 （国 十庫	八 第 二 百 七 十	百 五 十 億 円	九 銭 十 八 円 六 十 厘
年債利 券付 （国 十庫	八 第 二 百 七 十	百 六 十 億 円	銭九 二 厘 八 厘
年債利 券付 （国 十庫	八 第 二 百 七 十	三 百 十 四 億 円	一 九 銭 十 八 円 七 十

"	"	"	"	"	"	"	"	"	年債利 券付 (三 国 十 庫)	"	"	"	"	"	年債利 券付 (二 国 十 庫)
第十二回	第十回	第十回	第十回	第十回	第九回	第九回	第九回	第九回	第九回	第八十六回	第八十六回	第八十六回	第八十六回	第八十二回	第六十一回
二十八億円	二十五億円	五十億円	四十八億円	百五十億円	二十七億円	十億円	十億円	二十五億円	五十億円	七十九億円	十億円	三十億円	二百億円	十億円	三十億円
九十八厘 二円五十	七厘十三 円二銭	七錢十二 六厘 円九十	七錢十二 五厘 円九十	七錢十二 四厘 円九十	七錢十二 六厘 円三十	七錢十二 四厘 円三十	七錢十二 九厘 円二十	七錢十二 五厘 円二十	七錢十二 三厘 円二十	九百厘 四十七 銭	五百厘 四十六 銭	八百厘 四十三 銭	五百厘 三十五 銭	九錢十七 六厘 円五十	八錢十二 八厘 円九十

合
計

円一
兆五
百六
億